

阿南市中小企業支援 ガイドブック

令和8年度版

① このガイドブックの目的

本ガイドブックは、本市が推進する「**エコノミックガーデニング阿南**」の取組の一環として作成しました。
市内の事業者や創業される方の「挑戦」と「成長」のためにご活用ください。

② エコノミックガーデニング阿南とは？

地域という土壌を生かして、市内の中小企業を大切に育てる取組です。
エコノミックガーデニングとは、地域経済を「庭」、地元の中小企業を「植物」に見立てて地域経済を活性化させる考え方です。本市では、市内商工団体や阿南工業高等専門学校などの多様な関係者と連携し、がんばる事業者の「挑戦」と「成長」を支援しています。

3つの基本支援策



ポータルサイトによる 情報提供

国・県、関係機関の支援情報等をテーマごとに整理し、ワンストップでわかりやすく発信するポータルサイトを開設し、随時情報発信しています。「エコノミックガーデニング阿南」にご賛同いただいた事業者にはダイレクトメールで配信しています。



事業所への訪問による ニーズ調査の実施

日々の経営の中で直面している課題や「こんな支援があれば嬉しい」という生の声を直接伺いするため、市職員等が訪問ヒアリングをさせていただきます。



ニーズに合わせた 補助金等による支援

事業者の新たな挑戦や課題解決のための「阿南市中小企業等振興支援補助金」など、多数の支援策を設けています。詳しくは、次ページ以降をご覧ください。

エコノミックガーデニング阿南推進体制

阿南商工会議所

那賀川町商工会

羽ノ浦町商工会

阿南工業高等
専門学校

阿南市

阿南市中小企業支援ガイドブック 目次

支援カテゴリー	制度・事業名	掲載ページ
新たな挑戦・課題解決支援	阿南市中小企業等振興支援補助金	P. 1
新規出店・空き店舗活用支援	阿南市中心市街地空き店舗等活用事業補助金	P. 2
	阿南市中心市街地空き店舗バンク制度	P. 2
創業支援	阿南市中小企業等振興支援補助金「創業支援」	P. 3
	阿南市創業支援セミナー	P. 3
	創業者無担保資金保証料補給制度	P. 3
	阿南市創業支援等事業計画	P. 4
資金繰り支援	経済変動対策資金保証料補給制度	P. 5
	阿南市小口融資制度	P. 5
	セーフティネット保証制度	P. 5
人材確保支援	地元企業PR事業	P. 6
	阿南市中小企業等振興支援補助金「人材確保」	P. 6
	阿南市U I J ターン促進事業補助金	P. 6
人材定着・育成支援	阿南市中小企業等振興支援補助金「働き方改革」	P. 7
	阿南市中小企業等振興支援補助金「女性活躍推進」	P. 7
	阿南市中小企業等振興支援補助金「人材育成」	P. 7
業務効率化・持続化支援	阿南市中小企業等振興支援補助金「デジタル化・DX化」	P. 8
	阿南市中小企業等振興支援補助金「BCP計画策定・更新」	P. 8
	阿南市中小企業等振興支援補助金「脱炭素経営支援」	P. 8
販路開拓・事業承継支援	阿南市中小企業等振興支援補助金「販路開拓」	P. 9
	阿南市中小企業等振興支援補助金「事業承継」	P. 9
事業所新設・増設 先端設備導入支援	新産業創生奨励措置	P.10
	先端設備等導入計画の認定	P.10
経営相談	よろず経営相談	P.11
	経営に関する相談窓口	P.11
情報提供	ポータルサイトによる情報提供	P.12
困ったときの相談先一覧		P.13
中東情勢・原油（原材料）価格高騰等に関する特別相談窓口		P.13

新

阿南市中小企業等振興支援補助金

「新しいチャレンジ」や「経営課題の解決」に向けた様々な取組を支援します！

補助対象

市内に事業所がある中小企業者・中小企業団体

補助率

補助対象経費の2分の1

申請受付

令和8年7月1日から随時受付

(予算額1,000万円に達し次第、受付終了)

補助対象経費

講師謝金、研修受講料、広告料、展示会
出展料など

※人件費、光熱水費等の経常的なもの、設備投資費用等汎用的なものは対象外

事業区分	内 容	上限	詳細
創業支援	HP、広告、パンフ作成、展示会出展など	30万円	P. 3
働き方改革	人材不足解消や定着率UPのため、働きやすい職場環境づくり	20万円	P. 7
デジタル化・DX化	デジタル技術導入、業務効率化や生産性向上	20万円	P. 8
女性活躍推進	女性がいいきと働ける職場づくり	20万円	P. 7
BCP策定・更新	災害時などでも事業を継続するための計画づくり	10万円	P. 8
脱炭素経営支援	CO ₂ 排出量を把握し、省エネやコスト削減へ	10万円	P. 8
人材確保	合同企業説明会出展や求人サイトの活用	20万円	P. 6
人材育成	従業員の専門知識向上やリスキリング	10万円	P. 7
販路開拓	県外の展示会や商談会への出展	20万円	P. 9
事業承継	円滑な事業の引継に向けた計画づくり	20万円	P. 9

※交付決定を受ける前に支払った経費は対象外です。

※同一の申請者が同一の年度中に申請できる回数は、1回に限ります。また、連続した年度で同じ事業区分を申請することはできません。

申請様式・手引きは、「エコノミックガーデニング阿南」のサイトから取得できます ➡



新 阿南市中心市街地空き店舗等活用事業補助金

本市の中心市街地で、あなたのお店を開きませんか？
空き店舗を活用した「新たな出店」の改修費や設備費をサポートします！

補助限度額 **100万円**（補助率 1/2）

- 補助対象** 満 18 歳以上で市内に住所がある個人または市内に主たる事業所がある法人
- 対象区域・物件** **J R 阿南駅西側区域**（富岡町あ石、今福寺、トノ町、内町、東新町、西新町、東仲町、西仲町）に位置する空き店舗で商業活動を休止してからおおむね 3 か月を経過した物件及び店舗利用可能な物件
- 補助対象経費**
- ・ 空き店舗の改修費
 - ・ 店舗で使用する設備購入費
- 申請受付** 令和 8 年 7 月 1 日から随時受付
(予算額 400 万円に達し次第、受付を終了します。お早めにご相談ください。)

詳しくはホームページをご覧ください。➡



新 阿南市中心市街地空き店舗バンク制度

空き店舗バンクとは

空き店舗を貸したいと考えている所有者と借りたいと考えている利用者をマッチングして空き店舗の活用を図る制度です。

空き店舗バンクに登録できる物件

J R 阿南駅西側区域（富岡町あ石、今福寺、トノ町、内町、東新町、西新町、東仲町、西仲町）に位置する空き店舗で商業活動を休止してからおおむね 3 か月を経過した物件

空き店舗バンクへの物件登録・利用申請

所定の様式に必要事項を記入の上、商工戦略課まで郵送または持参してください。

様式は市ホームページからダウンロードできます。➡



※本市はマッチングのための物件所有者への連絡調整はしますが、物件の賃貸に関する交渉や仲介については関与しませんので、ご了承ください。

創業支援

阿南市中小企業等振興支援補助金 「創業支援」

補助限度額 **30万円** (補助率 1/2)

創業初期の最も重要な課題である「顧客獲得」と「事業の認知度向上」を支援します。事業を軌道に乗せるため、新たな商品やサービスを広く知ってもらうための広報活動や、県内外の新規顧客を開拓するための取組に対して補助を行います。

補助対象 市内に事業所がある中小企業者・中小企業団体で、「創業から1年以内」の方

対象経費

- ① 県外で開催される展示会・商談会への（販売が主目的のものを除く。）出展料、旅費等
- ② 自社ホームページや電子商取引（EC）サイトの作成費
- ③ 会社案内、カタログ（フォトブック）及びパンフレットの作成費
- ④ 情報誌等への広告掲載料、Web広告出稿費

※本事業は「販路開拓」や「広報活動」に特化した支援です。店舗等の改装費、汎用的な備品購入費、商品の仕入れ費用などは対象外です。

※「創業から1年以内」とは、法人の場合は設立登記日から、個人事業主の場合は開業届の提出日から、それぞれ申請日時点で1年以内であることを指します。

阿南市創業支援セミナー

新規創業を志す方に対して「創業支援セミナー」を開催し、事業計画の立て方など、起業に必要な情報を提供します。本セミナーを受講して本市の創業支援計画における「特定創業支援等事業」の資格要件を満たした方へ、登録免許税の軽減などのメリットがある証明書を発行します。

受講対象 創業・独立開業を目指す方、開業して間もない方、経営を見直したい方等

開催時期 6月～8月の6日間（全12回、1回90分） **開催場所** 阿南市商工業振興センター

受講料 無料（募集定員20名）

詳しくはこちら



創業者無担保資金保証料補給制度

「創業者無担保資金」は、県内で新たな事業を開始しようとする方や事業開始後5年未満の方を対象に、創業資金の借入を無担保でサポートする徳島県の融資制度です。

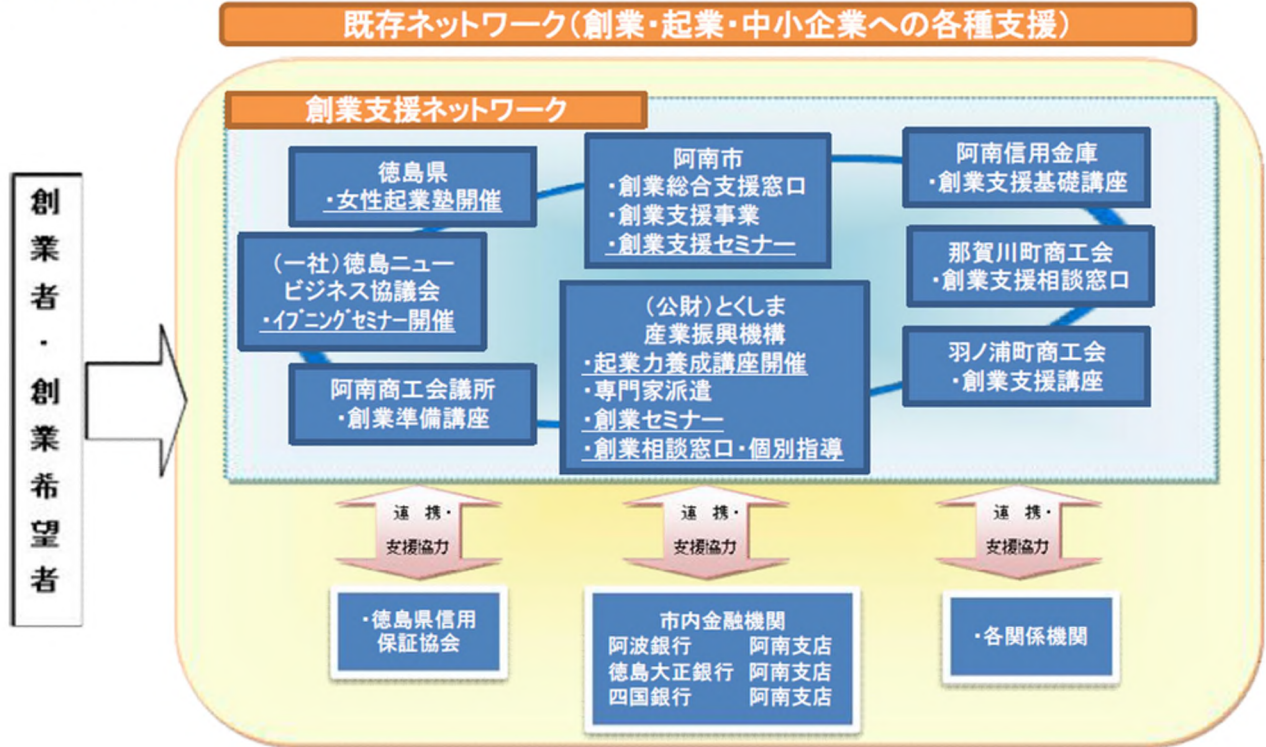
阿南市は、当該資金の借入にかかる保証料の **0.1%を補給** することで、市内の創業者や小規模事業者等の資金調達を支援しています。

お問い合わせ：お近くの金融機関または徳島県信用保証協会（088-622-0254）

阿南市創業支援等事業計画

本市では、産業競争力強化法に基づいて「阿南市創業支援等事業計画」を策定し、国の認定を受けています。地域の産・学・公・民・金等の関連機関が、創業支援に特化したネットワークを組織し、創業希望者に対してきめ細かな創業支援を行っています。

＜全体像＞ ※下線は特定創業支援等事業



「特定創業支援事業」とは

創業希望者や創業間もない方を対象に継続的な支援を行う、国（中小企業庁）認定の起業家育成プログラムです。「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つの必要な知識を習得することを目的とした事業であり、本市主催の「創業支援セミナー」、徳島県が実施する「女性起業塾」、とくしま産業振興機構が実施する「起業力養成講座」「創業セミナー」等が該当します。

この事業の支援を受けた方へ、「特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書」が発行されます。証明を受けた創業者の方には、下記のようなメリットがあります。

証明を受けた創業者の5つのメリット

①登録免許税の軽減

株式会社設立時の登録免許税が、資本金の0.7%から0.35%へ軽減されます。

②創業関連保証の特例

保証協会による無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が事業開始の6か月前から利用できます。

③日本政策金融公庫の融資制度の優遇

「新規開業・スタートアップ支援資金」の特別利率が適用されます（その他要件あり。）。

④小規模事業者持続化補助金＜創業型＞（中小企業庁）の申請対象

創業後1年以内の小規模事業者の販路開拓等の取組を支援する持続化補助金＜創業型＞（補助上限：200万円、補助率2/3）の申請対象になります。

⑤事業承継・引継ぎ補助金（中小企業庁）のⅡ型（経営者交替類型）・Ⅲ型（M&A類型）申請時の必要要件

経営革新等への挑戦、経営資源の引継ぎを支援する補助金の申請対象になります。

新

経済変動対策資金保証料補給制度

本市では、原油・原材料価格の高騰や物価高、急激な為替変動などの影響を受ける市内中小企業を支援するため、徳島県の融資制度である「経済変動対策資金」を利用する際の信用保証料の一部を本市が補給する制度を設けています。

具体的には、**保証料負担が 年 0.1% 軽減**されます。(例：本来 0.3% の場合、0.2% に軽減)

対象となる方（以下の要件の全てを満たす事業者）

- ・市内に事業所を有する事業者であること
- ・徳島県の融資制度「経済変動対策資金」の融資対象要件を満たし、同制度を利用すること
- ・令和8年4月1日以降に融資を開始（実行）したものであること

【参考】徳島県「経済変動対策資金」の融資概要（令和8年6月1日現在）

資金使途：運転資金 / 融資限度額：5,000万円以内 / 融資期間：10年以内

主な要件：県内で1年以上事業を営み、物価高騰や賃金引上げ等の影響で収益が悪化している方等

お問い合わせ：お近くの金融機関または徳島県信用保証協会（088-622-0254）

阿南市小口融資制度

本市では、市内で事業を営む小規模事業者の資金繰りをサポートし、商工業の振興を図るため、有利な条件でご利用いただける融資制度を設けています。

資金の使途 事業に必要な運転資金・設備資金

融資限度額 1小規模事業者につき500万円以内

融資期間・返済 5年以内・原則1年以内据置き分割返済 担保・保証人 原則として無担保・保証人不要

融資利率 2.15%（責任共有）または 1.95%（責任共有外） 保証料率 年 0.40% ～ 0.90%

ご利用いただける方（以下の要件の全てを満たす小規模事業者）

- ・市内に事業所を有し、市税の滞納がないこと
- ・従業員数：商業・サービス業5人以下 / その他業種 20人以下
- ・中小企業信用保険法施行令に定める特定事業を行っていること

お問い合わせ：お近くの金融機関または徳島県信用保証協会（088-622-0254）

セーフティネット保証制度

セーフティネット保証制度とは、災害や取引先の倒産、急激な不況など、予期せぬ事態で売上が減少した中小企業の皆様の資金繰りを支援する国の制度で、目的や原因によって以下の8種類の種別があります。制度を利用すると、信用保証協会の通常保証枠とは完全に別の枠が用意され、すでに通常の枠を使い切っている場合でも、追加の融資が受けやすくなります。制度の利用には、**本市の認定**が必要となります。

- ① 連鎖倒産防止
- ② 取引先企業のリストラなどの事業活動の制限
- ③ 突発的災害（事故）
- ④ 突発的災害（自然災害等）
- ⑤ 業績の悪化している業種（全国的）
- ⑥ 取引金融機関の破綻
- ⑦ 金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
- ⑧ 金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

人材確保支援

新 地元企業PR事業

将来を担う地元の中学生に、自社の魅力や多様な仕事内容を直接アピールしていただく事業です。地元企業の認知度向上や、将来の進路において「地元で働く」という選択肢を育み、人材を育て、地元密着へとつなげることを目的としています。令和8年度は試行的に実施し、早期の全校展開を目指します。

令和8年度事業の概要（予定）

日時 令和8年8月28日（金）9:15～11:15 **会場** 阿南市文化会館（1階視聴覚室、2階研修室）
対象 阿南中学校2年生 **形式** 企業ブースによる説明（ローテーション形式）
参加企業数 25社程度を予定（※応募多数の場合は業種バランス等を考慮し選定）
参加条件 ・市内または近隣に事業所を有する企業であること
・中学生向けに分かりやすい説明・体験が可能であること
・事業の趣旨に賛同し、円滑な運営に協力いただけること

阿南市中小企業等振興支援補助金「人材確保」

補助限度額 20万円（補助率1/2）

人材獲得競争が激化する中で、事業者が未来を担う優秀な人材を確保するための「採用力」を強化する取組を支援します。求職者に対して自社の魅力を伝え、応募につなげるための広報活動や、システム導入に対して補助を行います。

対象経費 合同企業説明会・就職フェア等への出展料や旅費、求人サイト・求人誌への情報掲載料、採用パンフレット・PR動画の制作費、採用管理システム（ATS）の導入費用（ソフトウェアに限る）

阿南市U I J ターン促進事業補助金

地元企業の人材確保と地域活性化を目指し、市外からの移住者を雇用した事業者を支援します。対象従業員に支払った **初年度の人件費（賃金）の20%（1人上限50万円）** を補助します。

対象経費 市内で操業している、従業員5人以上の企業・事業主

採用対象者 以下の条件を全て満たした方が対象となります。

- ・ハローワーク阿南において就職斡旋を受けた方
- ・採用に伴い市外から移住し、正社員等として12か月以上継続勤務している50歳未満の方（転入届等の要件あり）
- ・雇用保険法及び厚生年金保険法に基づく被保険者

阿南市中小企業等振興支援補助金 「働き方改革」

補助限度額 20万円（補助率 1/2）

深刻化する人材不足に対応し、従業員の満足度と定着率を高めるための「働きやすい職場環境づくり」を支援します。長時間労働の是正、休暇取得の促進、柔軟な働き方の導入など、長く働き続けられる会社を目指す取組に対して補助を行います。

対象経費の例 職場環境の改善を目的とした専門家・講師への謝金、就業規則等改訂費用、委託費や外注費用、勤怠管理・労務管理ソフトウェアの導入費用

※導入済みのソフトウェア等の更新・買替は対象となりません。新たな働き方の実現に必要不可欠であると明確に説明できる場合に限り、対象となる可能性があります。

※申請の際は、長時間労働の削減や休暇取得率の目標など、具体的な改善計画と目標数値の記載が必要です。

阿南市中小企業等振興支援補助金 「女性活躍推進」

補助限度額 20万円（補助率 1/2）

多様な人材がその能力を最大限に発揮できる企業を目指し、特に女性従業員の活躍を推進する取組を支援します。研修の実施、産休・育休からの復帰支援制度導入、一般事業主行動計画の策定など、組織全体の意識改革と制度整備に対して補助を行います。

対象経費の例 研修講師への謝金、行動計画策定コンサルティング費用、キャリアデザイン研修実施費用、育休復帰支援プログラム導入費用

※女性だけでなく、管理職や男性従業員を対象とした意識改革研修なども対象です。

※本事業は研修の実施や制度構築などのソフト事業を対象としており、女性用更衣室の設置やトイレの改修といった施設・設備の整備（ハード事業）は対象外です。

阿南市中小企業等振興支援補助金 「人材育成」

補助限度額 10万円（補助率 1/2）

従業員一人一人の専門知識やスキルを高め、組織全体の生産性を向上させるための人材育成を支援します。専門研修への参加や資格取得はもちろん、事業環境の変化に対応するための新たなスキルを習得する「リスキリング（学び直し）」に対しても補助を行います。

対象経費の例 業務に関する研修・セミナーの受講料、資格試験の受験料、研修旅費、講師謝金

※従業員の業務に直接関連する専門的な研修の受講料や、資格取得のための受験料などが対象です。業務との関連性が説明できない研修や、個人の趣味・教養の範囲と見なされるものは対象外となります。

阿南市中小企業等振興支援補助金 「デジタル化・DX化」

補助限度額 20万円（補助率 1/2）

人手不足の解消や競争力強化に向けて、デジタル技術を活用した業務効率化（デジタル化）や、ビジネスモデルを変革する取組（DX化）を支援します。定型業務の自動化やオンラインでの新サービス開始など、生産性向上につながる投資に対して補助を行います。

対象経費の例 会計、顧客管理(CRM)、生産管理等のクラウドサービスやRPAツールの開発・導入費用（リース料は初期費用のみ）、専門家謝金

※会計ソフトや顧客管理システム等の導入、RPAツールの導入、ECサイトの新規構築などが対象となります。※単なる事務用PCの購入や、既存システムの更新費用は対象外です。新たな業務効率化やビジネスモデル変革に直接つながる投資であることを具体的に示してください。

阿南市中小企業等振興支援補助金 「BCP計画策定・更新」

補助限度額 10万円（補助率 1/2）

南海トラフ巨大地震などの自然災害、感染症のパンデミック、サイバー攻撃といった予期せぬ緊急事態が発生した際に、従業員の安全を守り、事業への被害を最小限に抑え、早期復旧・事業継続を可能にするための「事業継続計画（BCP）」の策定や見直しに係る取組を支援します。専門家のアドバイスを受けながら、自社の重要業務やリスクを洗い出し、実効性のある計画を立てる活動に対して補助を行います。

対象経費の例 専門家への相談料、研修講師への謝金、BCP策定・更新支援コンサルティング委託費、BCP策定に関するセミナーや研修への参加費用

※本事業はBCPの「策定・更新」そのものを支援するものです。計画に基づいて実施する、自家発電機の購入やサーバーの増設、建物の耐震補強工事といった設備投資は対象となりません。

※事業完了時には、成果物として策定または更新したBCPの提出が必要となります。

阿南市中小企業等振興支援補助金 「脱炭素経営支援」

補助限度額 10万円（補助率 1/2）

世界的な潮流である脱炭素化への対応は、今や企業の持続的成長に不可欠な要素です。エネルギーコストの削減や、取引先からの要請に応えるためにも、まずは自社の事業活動におけるCO₂排出量やエネルギー使用量を「見える化」し、削減に向けた第一歩を踏み出す取組を支援します。専門家による省エネ診断の受診や、排出量の算定方法を学ぶセミナーへの参加などに対して補助を行います。

対象経費の例 専門家への相談料、研修講師への謝金、専門機関による省エネ診断の受診料、CO₂排出量算定支援の委託費、エネルギー使用量を管理するシステムの導入費用（ソフトウェアに限る）

※本事業はCO₂排出量の「見える化」や削減計画の策定など、脱炭素経営への第一歩を支援するものです。LED照明や高効率空調、太陽光発電設備といった省エネ・再エネ設備等の導入費用は対象となりません。

阿南市中小企業等振興支援補助金 「販路開拓」

補助限度額 20万円（補助率 1/2）

地域内だけでなく、より広い市場へ自社の商品・サービスを展開し、新たな顧客を獲得するための販路開拓を支援します。特に、県外や海外で開催される大規模な展示会や商談会への出展を通じて、新たなバイヤーやビジネスパートナーと出会い、企業の成長につなげる取組に対して補助を行います。（※創業1年以内の事業者は「創業支援」メニューをご活用ください。）

対象経費の例 県外・海外の展示会や商談会への参加費用、展示ブースの設営費、展示品の輸送費、通訳の依頼料、外国語パンフレットの翻訳・印刷費、出張旅費

※販売が主目的のものを除く、県外・海外で開催される展示会や商談会への出展料、ブース装飾費などが主な対象経費です。

阿南市中小企業等振興支援補助金 「事業承継」

補助限度額 20万円（補助率 1/2）

経営者の高齢化が進む中、長年培ってきた貴重な技術や事業、雇用を次世代へ円滑に引き継ぐ「事業承継」は、地域経済の活力を維持するための重要な課題です。親族内承継、従業員承継、第三者への譲渡（M&A）など、自社に合った承継方法を検討・実行するために、専門家の支援を受ける取組を支援します。早期の準備が成功の鍵となるため、企業価値の評価や承継計画の策定など、初期段階の取組から補助を行います。

対象経費の例 事業承継計画の策定委託費、M&A仲介手数料、企業価値評価（デューデリジェンス）の費用、親族内承継における株式評価や法的手続きに関する専門家相談費用、従業員承継（EBO）のスキーム構築に関するコンサルティング費用

※株式の購入代金や、事業用資産（不動産、機械等）の買取代金など、事業や資産の譲渡そのものに要する費用は対象となりません。

新産業創生奨励措置

本市への企業立地を促進するとともに、GX・DX等に資する産業、すなわち次代を担う「新産業」の創生を奨励し、地域経済の持続可能性をさらに向上させるため、令和7年9月30日に「阿南市新産業創生奨励条例」を制定し、対象産業の範囲に「学術研究、専門技術サービス業」を追加するなど、奨励措置適用範囲の拡大及び明確化を図りました。本市の指定を受けた事業所（奨励指定事業所）には、審査会の審査を経て以下のような支援措置が適用されます。

奨励指定事業所への支援措置（①または②及び③のいずれかに限ります。）

①固定資産税の減免

奨励指定事業所の投下固定資産について、企業の立地を完了した日以後、最初に固定資産税が賦課される年度から3年度間、当該固定資産税が以下の率により減免されます。

新設の場合：固定資産税の100%を限度

増設の場合：固定資産税の80%を限度

②企業立地奨励金の交付・条件整備工事の施行

固定資産税の減免に代えて、減免されるべき額を上限として奨励金が交付されるか、または企業立地に必要なインフラ等の条件整備工事を市が施行します。

③市所有土地の減額譲渡

市が企業立地用に取得または造成した土地を減額して譲り受けることができます。

対象産業の範囲

大分類	中分類
製造業	
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業
情報通信業	通信業、情報サービス業
運輸業・郵便業	道路貨物運送業、水運業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業
学術研究・専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、技術サービス業

指定要件（投資額 または 従業員数）

区分	投下固定資産の総額	常時使用の従業員数（新規雇用など）
新設	3億円以上（中小企業は3,000万円以上）	20人以上（中小企業は5人以上）
増設	2億円以上（中小企業は2,000万円以上）	※増設は投資額要件のみ

先端設備等導入計画の認定

中小企業者等が「先端設備等導入計画」を本市に申請し、認定を受けることで、計画に従って取得した先端設備等で一定のものについては、固定資産税（償却資産）に係る課税標準の特例が適用されます。また、信用保証による金融支援計画に基づく事業に必要な資金繰りの支援を受けられます。

中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の軽減

- ・雇用者給与等支給額が1.5%以上増加することを表明した場合は、課税標準を3年間1/2に軽減
- ・雇用者給与等支給額が3.0%以上増加することを表明した場合は、課税標準を5年間1/4に軽減

※本市への申請前に「認定経営革新等支援機関」の事前確認が必要となります。

※本市の「導入促進基本計画」に合致することが条件となります。

よろず経営相談

本市では、公益財団法人とくしま産業振興機構との「中小企業振興に関する協定」に基づき、月に一度、中小企業診断士などの専門家を招いた個別経営相談会を毎月実施しています。「売上を伸ばしたい」「資金繰りについて相談したい」「事業承継に向けた準備を始めたい」など、経営に関するあらゆるお悩みに専門家が客観的な視点からアドバイスいたします。

対 象	市内で事業を営んでいる方、または市内で創業を予定している方
相 談 員	中小企業診断士等の専門家（とくしま産業振興機構から派遣）
開催日時	毎月 1 回※
開催場所	阿南市役所など※
相談費用	無料

※詳細な日時や場所は、市ホームページ及び広報あななんでお知らせしています。

経営に関する主な相談窓口

※電話での事前予約が必要な場合があります。

相談窓口	所在地	お問い合わせ先
阿南商工会議所	阿南市富岡町今福寺 34-4	0884-22-2301
那賀川町商工会	阿南市那賀川町苅屋 357-2	0884-42-1772
羽ノ浦町商工会	阿南市羽ノ浦町宮倉羽ノ浦居内 78-4	0884-44-4858
徳島県よろず支援拠点	徳島市南末広町 5 番 8-8 号	088-676-4625
公益財団法人とくしま産業振興機構	徳島市南末広町 5 番 8-8 号	088-654-0101
徳島県信用保証協会	徳島市南末広町 5 番 8-8 号	088-622-0217

ポータルサイトによる情報提供

国・県、関係機関の中小企業支援情報を収集し、ワンストップで提供！



利便性向上と迅速な情報提供を実現

本市をはじめ、国・県、関係機関が実施する中小企業向け支援事業は、個別に情報が発信されており、「自分たちに合う支援制度が見つけにくい」といった課題がありました。そこで、本市が各種支援情報を積極的に収集・整理し、ワンストップでわかりやすく情報発信することにより、利便性向上と必要な支援を迅速にお届けすることを目的として、「エコノミックガーデニング阿南」ポータルサイトを開設しました。

必要な支援情報に簡単にアクセス

ポータルサイトでは、最新のトピックスや新着情報のほか、本市及び商工団体の施策に加え、国・県、関係機関の支援情報を16の分野に分類し、知りたい情報をキーワードで検索することができます。

新しい支援情報をタイムリーにお知らせ

本市や商工団体の施策をピックアップして配信

国・県、関係機関の支援情報を項目別に掲載

「エコノミックガーデニング阿南」メーリングリストにご登録いただいた事業者には、新着情報をダイレクトメールで送信しています。詳しくは同ポータルサイトをご覧ください。

エコノミック
ガーデニング阿南
ポータルサイト



<https://www.city.anan.tokushima.jp/company/>



困ったときの相談先一覧

困りごと	身近な相談先
資金繰り	日本政策金融公庫、県産業成長推進課、各金融機関
創業	とくしま産業振興機構、県信用保証協会、日本政策金融公庫、阿南商工会議所、那賀川町商工会、羽ノ浦町商工会
販路開拓・拡大	阿南商工会議所、那賀川町商工会、羽ノ浦町商工会、県商務戦略課、県信用保証協会、県よろず支援拠点
雇用・人材確保	県産業成長推進課（スタートアップ・経営支援担当）、徳島マッチボックス運営事務局、労働雇用政策課（外国人材受入）、県外国人雇用サポートセンター、ハローワーク、県プロフェッショナル人材戦略拠点
DX・IT化働き方改革	県信用保証協会、とくしま産業振興機構、県よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構 徳島働き方改革推進支援センター
事業承継	県産業成長推進課、県事業承継・引継ぎ支援センター、県信用保証協会、阿南商工会議所、那賀川町商工会、羽ノ浦町商工会
業務継続計画	県経済産業政策課、県信用保証協会、県中小企業団体中央会
脱炭素経営	県サステナブル社会推進課、県企業支援課新産業立地室
海外展開	日本貿易振興機構、とくしま産業振興機構、県信用保証協会、中小企業基盤整備機構
女性活躍推進 共働き・共育て	徳島労働局、県労働雇用政策課、県魅力ある職場づくり事務局、県信用保証協会
特許・商標	INPIT 徳島県知財総合支援窓口
経営全般	県信用保証協会、県よろず支援拠点、県中小企業活性化協議会、中小企業基盤整備機構、阿南商工会議所、那賀川町商工会、羽ノ浦町商工会

中東情勢・原油（原材料）価格高騰等に関する特別相談窓口

開設場所		身近な相談先	連絡先
徳島県	産業成長推進課	経営・資金繰り全般に関する相談	088-621-2318
	商務戦略課	海外ビジネスに関する相談	088-621-2321
	農林水産政策課	農林水産業全般に関する相談	088-621-2384
	労働雇用政策課	雇用に関する相談	088-621-2349
	建設管理課	建設資材高騰等に関する相談	088-621-2680
金融公庫 日本政策	徳島支店 中小企業事業	国（経済産業省・農林水産省）等において 設置された県内の窓口と連携し、経営等に関する相談	088-625-7790
	徳島支店 農林水産事業		088-656-6880
	徳島支店 国民生活事業		0570-082-897
徳島県信用保証協会			088-622-0210
商工中金徳島支店			088-623-0101
阿南商工会議所			0884-22-2301
徳島県商工会連合会			088-623-2014
徳島県中小企業団体中央会			088-654-4431
徳島県よろず支援拠点			088-676-4625
四国経済産業局 産業部 中小企業課			087-811-8529
中小機構 四国本部 企業支援部 企業支援課			087-811-1752

お問い合わせ先

〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町1 2 番地3

阿南市産業部商工戦略課（阿南市役所2階）

電 話：0884-22-3290

ファクシミリ：0884-22-0075

E-mail：shoukou@anan.i-tokushima.jp

阿南市中小企業支援ガイドブック

編集・発行：阿南市産業部商工戦略課 令和8年6月発行